

# 全養協通信

平成23年6月15日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

## 1. 親権との関係で「施設長の権限」を明確化 民法等の一部を改正する法律が可決、成立(6月3日公布)

### ◆ 2年を超えない範囲で児童を虐待した父母の親権を停止する制度を創設

5月27日の参議院本会議において「民法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、来年4月施行に向けて6月3日に公布されました。この法律は、「児童虐待を防止するために、父母の親権を家庭裁判所が最長2年間停止できる」等の内容を盛り込んだ、民法における親権制度の見直しが柱となっています。改正法では、親権の喪失や停止について、子ども本人も審判の申立人に加わることができるようになるほか、未成年者への法人後見も可能とし、その担い手として児童養護施設を運営する社会福祉法人等が想定されています。

#### ( 親権停止制度の創設 )

現 行	改 正
あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。	家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

### ◆ 同時に、児童福祉法改正により施設長の権限が明確化

改正児童福祉法では、現行の第47条2項に規定される児童養護施設長等の監護、教育、懲戒の権限に関して、親権者がいる児童についても必要な措置をとることができることと規定しました。虐待した親による強引な引き取りや医療の拒否等の主張に対抗できるよう、親権者がこうした措置を不当に妨げてはならないとし、また、施設長等は、児童等の生命又は身体の安全を確保する緊急の必要があると認めるときは、親権者の意に反してもこれらの措置をとることができるとしています。

#### ( 施設長等の権限と親権との関係 )

現 行	改 正
施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。	施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。
児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。	児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限を規定。

#### ( 一時保護の見直し )

現 行	改 正
一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き行うことができる。	2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

今後、公布から1年以内とされる法律の施行に向けて、具体的な運用方法等を示した指針（ガイドライン）等の作成が検討されています。

関係資料(法律の概要)は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001e5xt-att/2r9852000001e61h.pdf>

## 2. 『社会的養護の課題と将来像』について協議が行われています ～児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会(第3回)～

5月31日、厚生労働省において第3回児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会（委員長：柏女霊峰淑徳大学教授）が開催されました。冒頭、これまでの経過について、「現行の予算の範囲内で実施可能な短期的な課題については、3月までに検討した内容に基づき、小規模グループケアの実施要綱の改正等について施行できた」旨の報告がありました。そして、今回および次回の本委員会で、「予算措置の伴う中長期的課題について、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の検討方針に沿って論点をまとめたもの（社会的養護の課題と将来像）」について協議することとなりました。

全養協からは、藤野興一前副会長に代わって伊達直利副会長と、武藤素明制度政策部長が委員として出席しました。

### ◆ 「基本的考え方」「施設種別ごと、および共通事項の課題と将来像」が示される

第3回委員会（今回）では、社会的養護の理念・機能や、その基本的方向に関する「基本的考え方」と「施設種別ごと、および共通事項の課題と将来像」が協議されました。各施設等種別ごとの課題と将来像として、児童養護施設においては、「①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進」「養育の機能を確保するための職員配置の充実」「③小規模ケア、グループホーム、ファミリーホームの組み合わせ活用」「④本体施設の高機能化」が示されています。

また、社会的養護の共通事項の課題と将来像では、以下のような論点が示されています。

施設の運営の質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設ごとの運営指針の策定</li><li>・児童養護施設におけるケア標準の作成</li><li>・第三者評価の義務実施</li></ul>
施設職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設長の資格要件及び研修の義務化</li><li>・施設の組織力の向上（「チーム責任者」配置検討）</li><li>・職員研修の充実</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・親子関係の再構築支援の充実</li><li>・自立支援の充実</li><li>・子どもの権利擁護</li><li>・施設類型のあり方、相互連携等</li></ul>

### ◆ 社会的養護の施設長の研修義務化と資格要件の省令化を検討

「民法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、施設長の監護権と親権との関係が明確化され、施設長の役割がますます重要となることを受け、次のとおり検討されています。

## 施設長の研修義務化と資格要件省令化の検討イメージ(案)

施設長は次の①～④のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けたものとする。

- ① 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師
- ② 社会福祉士
- ③ その施設と同じ種別の施設に3年以上勤務したもの
- ④ ①～③と同等以上と都道府県等が認める者で、次のイロハの期間の合計が3年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの
  - イ 児童福祉司資格者にあつては、児童福祉事業(本庁児童担当課)の従事期間
  - ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社会福祉事業の従事期間
  - ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロの期間を除く。)

また、施設長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。

今回の検討委員会は6月中に開催され、「施設の人員配置」や「社会的養護の整備量」についても議論が行われる予定となっています。全養協では、人員配置など最低基準の改善に向けた従来の基本的な立場を明確にしつつ、必要に応じて会員の意見を集約しながら、よりよい制度の実現に向けてこれからも議論に参画してまいります。

この検討委員会の資料は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

(第3回検討委員会の資料はすでに掲載されています)

当該資料の掲載ページ URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000a11v.html>

※ページのほぼ最下部になりますのでご注意ください

### 3. 児童福祉施設最低基準の地方条例への移譲が決定 ～「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律」が成立(5月2日公布)～

いわゆる「児童福祉施設最低基準の条例移譲」を盛り込んだ標記法律が、4月28日の参議院本会議で可決・成立し、5月2日に公布されました。現在、厚生労働省令で規定されている児童福祉施設最低基準は、今後、「児童福祉施設の設備および運営に関する基準」として地方自治体の制定する条例により定められることとなります。これら「地方自治体の条例や体制整備が必要」とされる内容に関する法律の施行は平成24年4月1日となるため、今後は、国が地方自治体が条例を定めるための準則を示し、それに基づいて各自治体が条例案を策定して議会にかけることとなります。

全養協では、条例準則案の策定動向を注視しつつ必要な対応を図っていくとともに、各自治体レベルでの今後の活動と呼びかけてまいります。

この法律に関する詳細は、内閣府のホームページをご覧ください。

掲載ページ URL <http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/110428.html>

## 4. 全養協平成 23・24 年度役員体制について

さる5月13日に、全養協第1回協議員総会が開催され、任期満了にともなう平成23・24年度会長等役員選出が行われ、第10代会長として加賀美尤祥氏（山梨県・山梨立正光生園）が選出されました。あわせて、副会長、ブロック長、専門部長、常任協議員、監査役等の選出が行われ、以下のとおりとなりました。

（平成23・24年度正副会長の顔ぶれ）



【写真中央】

加賀美 尤洋 会長

【写真左から】

土田 秀行 副会長

伊達 直利 副会長

（加賀美会長）

桑原 教修 副会長

側垣 二也 副会長

（平成23・24年度全養協役員一覧）

5/13 現在

役職名	都道府県	氏名	施設名
会長	山梨県	加賀美 尤祥	山梨立正光生園
副会長	京都府	桑原 教修	舞鶴学園
副会長	神奈川県	伊達 直利	旭児童ホーム
副会長	東京都	土田 秀行	錦華学院
副会長	石川県	側垣 二也	しお子どもの家
北海道ブロック協議会会長	北海道	柏倉 正	函館国の子寮
東北ブロック協議会会長	岩手県	刈谷 忠	大洋学園
関東ブロック協議会会長	東京都	佐々木 昌堂	れんげ学園
中部ブロック協議会会長	石川県	側垣 二也	しお子どもの家
近畿ブロック協議会会長	大阪府	伊山 喜二	南河学園
中国ブロック協議会会長	広島県	上栗 哲男	広島新生学園
四国ブロック協議会会長	愛媛県	黒田 和幸	愛媛慈恵会
九州ブロック協議会会長	大分県	出納 皓雄	清浄園
制度政策部長	東京都	武藤 素明	二葉学園
総務部長	福島県	神戸 信行	青葉学園
調査研究部長	高知県	杵野 一誠	白蓮寮
研修部長	愛知県	太田 一平	八楽児童寮
常任協議員	北海道	秦 直樹	興正学園
常任協議員	滋賀県	山本 朝美	小鳩の家
常任協議員	岡山県	則武 直美	岡山聖園子供の家
常任協議員	長崎県	松本 厚生	大村子供の家
監査役(協議員)	沖縄県	島袋 朝久	愛隣園
監査役(一般会員)	鳥取県	石亀 政道	印伯子供学園

## 5. 東日本大震災に係る全養協事業における対応等について ～ 被災地児童養護施設支援募金の実施、研修日程の見直し等 ～

### ◆ 「東日本大震災 被災地児童養護施設支援募金」を実施します

全養協では、岩手県、宮城県、福島県等被災地域の児童養護施設の子どもたちの生活やその運営、活動を支援することを目的に、「全養協災害見舞金支弁内規」の第7条「特に大きい災害の場合は、常任協議員会の決定の後、募金活動を行う」の規定により上記募金を呼びかけることといたしましたので、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

#### 募金の概要

名称	東日本大震災 被災地児童養護施設支援募金
実施主体	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
募金使途	被災地域の児童養護施設の運営・活動支援（詳細は別途協議のうえ決定します）
期間	平成23年6月10日（金）より8月31日（水）まで
募金額	任意（一口単位の金額設定はありません）
備考	・本募金は、児童養護施設相互の互助的な目的をもって実施します。 ・税制上の優遇措置の対象にはなりません。（領収証は発行いたしません） ・本募金への措置費からの支出は認められません。ご注意ください。

#### 【募金振込口座について】

三井住友銀行 東京公務部（普通）151168  
シヤクツカクソクゾンゼンコクシヤクツカクキョウギカイゼンコクジドウコクシヤクツカクカクパグチ  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会カンパ口  
カクツカクミコクソク  
会長 加賀美 尤祥

### ◆ 「全国児童養護施設新任施設長研修会」を延期します

平成23年度事業計画において7月7日（金）～9日（日）に全社協会議室（東京都千代田区）にて開催を予定しておりました標記研修会につきましては、東京電力管内における今夏の電力供給事情等の影響により開催を延期いたします。

日程等が決定次第ご案内させていただきますので、参加をご検討いただいていた会員施設の皆様におかれましては、今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

### ◆ 「社会的養護における災害時『子どもの心のケア』手引き」の送付について

この度、日本子ども虐待防止学会社会的養護ワーキンググループが標記冊子を刊行し、厚生労働省より提供されましたので、別添によりお送りします。

**同封資料** 「社会的養護における『子どもの心のケア』手引き」

## 6. 『全国児童養護施設一覧（平成 23・24 年度版）』作成のための掲載内容確認にご協力ください

全養協では、会員施設名簿となる『全国児童養護施設協議会一覧（平成 23・24 年度）』作成のために、会員施設の皆様に別途「訂正用 用紙」をお送りしますのでご協力くださいますようお願いいたします。これは、会員施設の基礎調査となりますとともに、会費請求額の根拠になりますので、定員数は平成 23 年 4 月 1 日現在の数をお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、児童養護施設の新規開設等の情報がございましたら、各県協議員を通じて全養協事務局にご連絡くださいますようお願いいたします。